千葉県DV防止・被害者支援基本計画 (第4次)



平成29年3月

千 葉 県

DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現を目指して

平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる D V 防止法が成立し、翌年の 4 月に完全施行されてから 15 年が経過しました。この間、千葉県では千葉県男女共同参画計画(平成 13 年 3 月策定)及び平成 18 年 4 月からは千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画(第 1 次~第 3 次)に基づき D V 対策に取り組んでまいりました。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現する上で、DVの根絶は克服すべき重要な課題です。

今般、現行計画(第 3 次)期間の終了を迎えることから、「DVを許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現」を目標とする第 4 次の千葉県 D V 防止・被害者支援基本計画を策定しました。この計画では、D V の防止や被害者の保護・自立支援とともに、被害者の子どもの安全確保と健やかな成長への支援にも重点的に取り組むこととしております。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を検証するとともに、千葉県男女共同参画推進懇話会からの御助言・御提案のほか、市町村、民間支援団体、パブリックコメント、さらにはDV被害者の方からの御意見を伺いながら進めてまいりました。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

今後は、本計画に基づき、市町村をはじめ、関係機関、民間支援団体の皆様と連携・協働し、DVを許さない社会と不幸にも被害に遭われた皆様の立場に立った支援に取り組み、安全・安心の確立された千葉県づくりを推進してまいりますので、県民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成29年3月

千葉県知事 森田 健作